

①国名	ベラルーシ共和国 Republic of Belarus (BY)				
②名称	State Committee on Science and Technologies National Center of Intellectual Property (NCIP)				
③所在地	ul. Kozlova, 20 220034 Minsk				
④連絡先	(電話) (375 17) 272 93 08		(FAX)(375 17) 272 98 34		
	(E-mail) icd@ncip.by		(internet) https://www.ncip.by/		
⑤組織の長	Director General : Mr. Uladzimir Rabavolau				
⑥沿革	(1) ベラルーシにおける知財制度の構築は、1992年、関係閣僚会議の下に特許庁及び著作権管理庁を創設すること に始まった。				
	(2) 1993年に最初の工業所有権となる「発明、工業意匠及び商標」と題する法律が制定され、1993年2月5日に 発効した。また、1996年に著作権に関する法律が採択された。				
	(3) 2004年2月12日の大統領令大66号により知財関係の権利の保護が国家知財センター行われることになった。 これは、2004年5月31日の関係閣僚会議の決議第641号に基づくものである。				
	(4) ベラルーシの特許、実用新案、意匠に関する法律は、2002年及び2007年に大きな改正が行われた。 この2007年改正法は2007年12月24日から統合施行されている。				
	(5) ベラルーシの商標は、2009年及び2010年に大きな改正が行われ、2010年1月12日に施行された。				
	(6) 2023年1月現在、ベラルーシの特許、実用新案、意匠に関する法律及び商標法は、2020年8月29日施行が確認 されている。				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、地理的表示、植物新品種、半導体集積回路の回路配置、ノウ・ハウの保護				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/4/26	1997/12/12			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1991/12/25	1991/12/25	2016/10/21	2003/4/17	2003/5/27
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2014/5/13			2002/3/6	2002/5/20
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	2001/10/19				
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1991/12/25	2002/1/18	1991/12/25	1998/7/24	1998/6/12	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1999/3/12					

①国名	ベラルーシ共和国 Republic of Belarus (BY)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	393	394	386	342
		(内 外国出願)	95	77	110	63
		(内 日本から)			2	
		(内 PCTルート)	64	59	70	44
	実用新案	全数	334	308	339	312
		(内 外国出願)	58	40	39	28
	意匠	全数	325	190	303	271
		(内 外国出願)	127	85	171	160
		(内 日本から)	2	1	11	4
	商標	全数	8,004	7,848	7,597	6,056
		(内 外国出願)	5,981	5,841	5,748	4,617
		(内 日本から)	120	118	122	66
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	461	447	316	302
		(内 外国出願)	73	61	53	64
		(内 日本から)	2			1
		(内 PCTルート)	56	44	40	40
	実用新案	全数	308	296	294	288
		(内 外国出願)	73	58	35	29
	意匠	全数	299	222	241	291
		(内 外国出願)	127	96	125	191
		(内 日本から)	1	3	5	9
商標	全数	8,249	8,306	8,036	6,828	
	(内 外国出願)	6,760	6,492	6,164	5,324	
	(内 日本から)	140	142	140	118	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> NCIPは、閣僚会議科学技術委員会 (Committee on Science and Technologies to the Council of Ministers) の下部組織である。

NCIPの組織は、次の各部署から構成されている。

- (1) Administration
Acting Director General – Piotr Broukin / Deputy Director General – Evgeny Fedorov
- (2) Financial and Economic Department
- (3) Department of Law and International Treaties
- (4) International Cooperation Division
- (5) Division of Control on Observance of IP Legislation
- (6) Division of Registers and Industrial Property Economics
- (7) Examination Center of Industrial Property
Preliminary Examination Division / Patent Search Division /
Chemistry Division / Medical Division /
Mechanical Engineering and Construction Division
/ Physics and Electrical Engineering Division
- (8) Trademarks Department
Preliminary Examination Division / Examination Division / International Registration Division
- (9) Automation and Patent Documentation Department
Automation Division / Database Creation Division / Official Bulletins Division
- (10) Collective Management Center Substantive Examination Department
Registration Division / Fee Distribution Division / Copyright Work Licensing Division /
Collective Management Control Division
- (11) Training Center of Intellectual Property
- (12) Division of Control and Records Management
- (13) General Services Department

(出典): NCIP HP

①国名	<p style="text-align: center;">ベラルーシ共和国 Republic of Belarus (BY)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2019年12月28日改正(2020年8月29日施行)
	③地理的効力の範囲	ベラルーシ国内のみ
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第6条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。ただし、外国に恒久的な宛先又は永住許可を有する出願人は、特許庁からの要求によりベラルーシ内の通信宛先を提供しなければならない。 (特許法第12条(1))
	⑦出願言語	ベラルーシ語、ロシア語又は外国語。 外国語の場合は、出願時又は当局が出願を受領した日から2月以内にベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を提出しなければならない。 (実用新案規則第10条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 医薬、殺虫剤又は農薬の使用が所管当局の認可を要する場合は、特許権者の申請により5年を限度として期間延長ができる。 (特許法第1条(3))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第2条(1))
	⑩グレース・ピリオド	有。発明者又は出願人から直接的若しくは間接的に情報を入手した他の何人かによる発明に関する情報開示は出願から12月以内に行われた場合、新規性喪失の例外となる。 (特許法第2条(1))
	⑪非特許対象	(1) 産業上利用可能でないもの (特許法第2条(1)) (2) 製品又は方法でないもの (特許法第2条(1)、特許規則第3条) ここで「製品」は、「人の作業の成果である物」と定義され、特に装置、物質、微生物株、植物又は動物の細胞培養物、その他バイオテクノロジー製品を含む。 (3) 発見、科学理論及び数学的方法それぞれ自体 (特許法第2条(2)) (4) 製品の外観のみに関するものであって、審美的必要性を満たすことを目的とするものそれぞれ自体 (特許法第2条(2)) (5) 精神活動の実行、ゲーム又は事業遂行のための計画、規則及び方法並びにコンピュータ用のアルゴリズム及びプログラムそれぞれ自体 (特許法第2条(2)) (6) 情報の単なる提示それぞれ自体 (特許法第2条(2)) (7) 植物品種及び動物品種 (特許法第2条(3)) (8) 集積回路の回路配置 (特許法第2条(3)) (9) 医療(予防医療、診断、治療、医学的リハビリテーション及び補綴)を提供する方法 (特許法第2条(3)) (10) 公益又は人道主義上の原則及び道徳に反する発明 (特許法第2条(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第21条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願人又は利害関係人は、出願日から3年以内に出願の実体審査を請求することができる。 (特許法第21条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 (1) 国際出願については、国内段階移行時に早期審査を要請できる。(特許規則第49.8条) (2) 国立知的所有権センター長官令「<<16>>04 2021 No.44」特許情報サービス第1章の4.には、早期審査(3月)の手数料が掲載されている。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は最先の優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第20条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有。特許権の全存続期間を通じて、何人も、権利付与に対する異議を理由を付して審判部に申立てることができる。 (特許法第33条(1)、(4))
	⑱実施義務	有。特許公告日から3年以内に特許発明を実施しないか、又は実施が不十分な場合には、何人も裁判所に対して非排他的ライセンスの付与を請求することができる。 (特許法第38条)

①国名	ベラルーシ共和国 Republic of Belarus (BY)																																																																	
特許制度	⑱費用 単位 基本値(Б B)	<p>(1) ベラルーシでは、税金などの料金に「基本値」と呼ばれる単位が採用されており、特許に関する料金も、この基本値で示される。</p> <p>(2) 基本値に対応する金額は、暦年で改訂され、2019年は25.5ベラルーシルーブル(BYN)、2020年は27BYN、2021年は29BYNである。</p> <p>(3) 料金はベラルーシ共和国税法の第27章及び附属書23に規定されている。</p> <p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="0"> <tr><td>出願料</td><td>3.5 Б B(1発明)</td></tr> <tr><td>追加料金</td><td>1.5 Б B(追加発明ごと)</td></tr> <tr><td colspan="2">※出願料は発明(独立形式請求項)の数によって変わる。</td></tr> <tr><td>審査請求料</td><td>17.0 Б B(1発明、10引用形式請求項まで)</td></tr> <tr><td>追加料金</td><td>1.5 Б B(10を超える引用形式請求項ごと)</td></tr> <tr><td>追加料金</td><td>10.0 Б B(追加発明ごと)</td></tr> <tr><td colspan="2">※審査請求料は発明の数及び引用形式請求項の数によって変わる。</td></tr> <tr><td>登録料</td><td>7.0 Б B</td></tr> </table> <p>[特許権の維持に掛かる費用]</p> <table border="0"> <tr><td colspan="4">年金</td></tr> <tr><td>1年目</td><td>0.0 Б B</td><td>11年目</td><td>10.0 Б B</td></tr> <tr><td>2年目</td><td>0.0 Б B</td><td>12年目</td><td>10.0 Б B</td></tr> <tr><td>3年目</td><td>3.5 Б B</td><td>13年目</td><td>12.0 Б B</td></tr> <tr><td>4年目</td><td>3.5 Б B</td><td>14年目</td><td>12.0 Б B</td></tr> <tr><td>5年目</td><td>5.0 Б B</td><td>15年目</td><td>13.5 Б B</td></tr> <tr><td>6年目</td><td>5.0 Б B</td><td>16年目</td><td>13.5 Б B</td></tr> <tr><td>7年目</td><td>7.0 Б B</td><td>17年目</td><td>15.5 Б B</td></tr> <tr><td>8年目</td><td>7.0 Б B</td><td>18年目</td><td>15.5 Б B</td></tr> <tr><td>9年目</td><td>8.5 Б B</td><td>19年目</td><td>17.0 Б B</td></tr> <tr><td>10年目</td><td>8.5 Б B</td><td>20年目</td><td>17.0 Б B</td></tr> <tr><td>存続期間延長</td><td colspan="3">23.0 Б B(年ごと)</td></tr> </table>	出願料	3.5 Б B(1発明)	追加料金	1.5 Б B(追加発明ごと)	※出願料は発明(独立形式請求項)の数によって変わる。		審査請求料	17.0 Б B(1発明、10引用形式請求項まで)	追加料金	1.5 Б B(10を超える引用形式請求項ごと)	追加料金	10.0 Б B(追加発明ごと)	※審査請求料は発明の数及び引用形式請求項の数によって変わる。		登録料	7.0 Б B	年金				1年目	0.0 Б B	11年目	10.0 Б B	2年目	0.0 Б B	12年目	10.0 Б B	3年目	3.5 Б B	13年目	12.0 Б B	4年目	3.5 Б B	14年目	12.0 Б B	5年目	5.0 Б B	15年目	13.5 Б B	6年目	5.0 Б B	16年目	13.5 Б B	7年目	7.0 Б B	17年目	15.5 Б B	8年目	7.0 Б B	18年目	15.5 Б B	9年目	8.5 Б B	19年目	17.0 Б B	10年目	8.5 Б B	20年目	17.0 Б B	存続期間延長	23.0 Б B(年ごと)		
出願料	3.5 Б B(1発明)																																																																	
追加料金	1.5 Б B(追加発明ごと)																																																																	
※出願料は発明(独立形式請求項)の数によって変わる。																																																																		
審査請求料	17.0 Б B(1発明、10引用形式請求項まで)																																																																	
追加料金	1.5 Б B(10を超える引用形式請求項ごと)																																																																	
追加料金	10.0 Б B(追加発明ごと)																																																																	
※審査請求料は発明の数及び引用形式請求項の数によって変わる。																																																																		
登録料	7.0 Б B																																																																	
年金																																																																		
1年目	0.0 Б B	11年目	10.0 Б B																																																															
2年目	0.0 Б B	12年目	10.0 Б B																																																															
3年目	3.5 Б B	13年目	12.0 Б B																																																															
4年目	3.5 Б B	14年目	12.0 Б B																																																															
5年目	5.0 Б B	15年目	13.5 Б B																																																															
6年目	5.0 Б B	16年目	13.5 Б B																																																															
7年目	7.0 Б B	17年目	15.5 Б B																																																															
8年目	7.0 Б B	18年目	15.5 Б B																																																															
9年目	8.5 Б B	19年目	17.0 Б B																																																															
10年目	8.5 Б B	20年目	17.0 Б B																																																															
存続期間延長	23.0 Б B(年ごと)																																																																	
	⑳料金減免措置の有無	有。退役軍人などの個人、政府機関などへの減免・免除がある。 (ベラルーシ共和国税法第296条)																																																																
	㉑ PCTにおける国内料金減額	有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書が行なわれている場合には、審査料が50%減額される。																																																																

①国名	ベラルーシ共和国 Republic of Belarus (BY)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2019年12月28日改正(2020年8月29日施行)
	③地理的効力の範囲	ベラルーシ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第6条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。ただし、外国に恒久的な宛先又は永住許可を有する出願人は、特許庁からの要求によりベラルーシ内の通信宛先を提供しなければならない。 (特許法第12条(1))
	⑦出願言語	ベラルーシ語、ロシア語又は外国語。 外国語の場合は、出願時又は当局が出願を受領した日から2月以内にベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を提出しなければならない。 (実用新案規則第10条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年を超えない期間について延長できる。 (特許法第1条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、国内公用、内外国刊行物 (特許法第3条(1))
	⑩グレースピリオド	有。考案者又は出願人から直接的若しくは間接的に情報を入手した他の何人かによる考案に関する情報開示は出願から12月以内に行われた場合、新規性喪失の例外となる。 (特許法第3条(1))
	⑪不登録対象	(1) 産業上利用可能でないもの (特許法第3条(1)) (2) 装置に該当しないもの (特許法第3条(1)) (3) 製品の外観のみに関するものであって、審美的必要性を満たすことを目的とするもの (特許法第3条(2)) (4) 公益、人道上の原則又は道徳に反するもの (特許法第3条(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。実用新案の審査は、方式要件及び実用新案としての保護適格性の審査は行われるが、新規性・進歩性などは審査されない。 (特許法第23条(2)、(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。ただし、出願人又は利害関係人は、実用新案の新規性評価の基準となる技術水準を決定するための情報調査を申請することができ(特許法第23条(1))、国立知的所有権センター長官令「<<16>>04 2021 No.44」特許情報サービス第1章の3.には、早期審査(1月)が掲載されている。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有。実用新案権の全存続期間を通じて、何人も、権利付与に対する異議を理由を付して審判部に申立てることができる。 (特許法第33条(1)、(4))
	⑱実施義務	有。実用新案公告日から3年以内に保護された実用新案を実施しないか、又は実施が不十分な場合には、何人も裁判所に対して非排他的ライセンスの付与を請求することができる。 (特許法第38条)
	⑲費用 単位 基本値(5B)	(1) ベラルーシでは、税金などの料金に「基本値」と呼ばれる単位が採用されており、実用新案に関する料金も、この基本値で示される。 (2) 基本値に対応する金額は、暦年で改訂され、2019年は25.5ベラルーシルーブル(BYN)、2020年は27BYN、2021年は29BYNである。 (3) 料金はベラルーシ共和国税法の第27章及び附属書23に規定されている。 [出願から登録までに掛かる費用] 出願料及び審査料 7.0 5 B (1実用新案、10引用形式請求項まで) 追加料金 1.5 5 B (10を超える追加引用形式請求項ごと) 追加料金 3.5 5 B (追加実用新案ごと) ※出願料は実用新案の数及び引用形式請求項の数によって変わる。 登録料 7.0 5 B [実用新案権の維持に掛かる費用] 年金 1年目 3.0 5 B 6年目 4.0 5 B 2年目 3.0 5 B 7年目 7.0 5 B 3年目 3.0 5 B 8年目 7.0 5 B 4年目 4.0 5 B 9年目 7.0 5 B 5年目 4.0 5 B 10年目 7.0 5 B
	⑳料金減免措置の有無	有。退役軍人などの個人、政府機関などへの減免・免除がある。 (ベラルーシ共和国税法第296条)
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ベラルーシ共和国 Republic of Belarus (BY)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2019年12月28日改正(2020年8月29日施行)
	③地理的効力の範囲	ベラルーシ国内のみ
	④他国制度との関係	意匠の保護に関するユーラシア特許条約の議定書締約国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人 (特許法第6条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。ただし、外国に恒久的な宛先又は永住許可を有する出願人は、特許庁からの要求によりベラルーシ内の通信宛先を提供しなければならない。 (特許法第12条(1))
	⑦出願言語	ベラルーシ語、ロシア語又は外国語。 外国語の場合は、出願時又は当局が出願を受領した日から2月以内にベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を提出しなければならない。 (意匠規則第7条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。5年を超えない期間について延長することができる。(最長15年) (特許法第1条(3))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第4条(1))
	⑩グレースピリオド	有。創作者又は出願人から直接的若しくは間接的に情報を入手した他の何人かによる意匠に関する情報開示は出願から12月以内に行われた場合、新規性喪失の例外となる。 (特許法第3条(1))
	⑪不登録対象	(1) 物品の芸術的又は芸術的及び工学的な解決でないもの (特許法第4条(1)) (2) 物品の外観を決定するものでないもの (特許法第4条(1)) (3) 専ら物品の技術的機能から導き出されたもの (特許法第4条(2)) (4) 公益、人道上の原則及び道徳に反するもの (特許法第4条(2)) (5) 小規模建築部材を除く建造物(工業上、水力学上その他の据付構造物を含む) (特許法第4条(2)) (6) 印刷物そのもの (特許法第4条(2)) (7) 液体、気体、流体及び類似の物質から生じた不安定な形状のもの (特許法第4条(2))
	⑫実体審査の有無	無。意匠の審査は、方式要件及び意匠としての保護適格性の審査は行われるが、新規性・進歩性などは審査されない。 (特許法第23条(2)、(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠規則第3条、第47条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠規則第3条、第41条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	付与後異議申立制度: 有。意匠権の全存続期間を通じて、何人も、権利付与に対する異議を理由を付して審判部に申立てることができる。 (特許法第33条(1)、(4))
	㉓登録表示義務	

①国名	<p style="text-align: center;">ベラルーシ共和国 Republic of Belarus (BY)</p>	
意匠制度	⑱費用 単位 基本値(Б B)	(1) ベラルーシでは、税金などの料金に「基本値」と呼ばれる単位が採用されており、実用新案に関する料金も、この基本値で示される。
		(2) 基本値に対応する金額は、暦年で改訂され、2019年は25.5ベラルーシルーブル(BYN)、2020年は27BYN、2021年は29BYNである。
		(3) 料金はベラルーシ共和国税法の第27章及び附属書23に規定されている。
		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料及び審査料 7.0 Б B(7つのバリエーションまで)
		追加料金 1.0 Б B(7を超える追加バリエーションごと)
		登録料 7.0 Б B
		[意匠権の維持に掛かる費用]
		年金
		1年目 3.0 Б B
		2年目 3.0 Б B
		3年目 3.0 Б B
		4年目 4.0 Б B
		5年目 4.0 Б B
		6年目 4.0 Б B
7年目 7.0 Б B		
8年目 7.0 Б B		
9年目 8.5 Б B		
10年目 8.5 Б B		
11年目 8.5 Б B		
12年目 10.0 Б B		
13年目 10.0 Б B		
14年目 10.0 Б B		
15年目 10.0 Б B		
⑳料金減免措置の有無	有。退役軍人などの個人、政府機関などへの減免・免除がある。 (ベラルーシ共和国税法第296条)	

①国名	<p style="text-align: center;">ベラルーシ共和国 Republic of Belarus (BY)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2019年12月28日改正(2020年8月29日施行)
	③地理的効力の範囲	ベラルーシ国内のみ
	④他国制度との関係	マドリッドプロトコル締約国
	⑤商標法の保護対象	ユーラシア経済連合(EAEU)商標条約加盟国
	⑥商標の種類	商品、役務、団体商標 (商標法第1条(1)、第18条)
	⑦出願人資格	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標 (商標法第1条(2))
	⑧権利付与の原則	自然人、法人 (商標法第2条(2))
	⑨本国登録要件	先願主義 (商標法第7条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。
	⑪出願言語	要。ベラルーシに居住していない、又は営業拠点を有しない者は、特許代理人を選任しなければならない。 (商標法第6条(2))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	ベラルーシ語、ロシア語 (商標規則第32条)
	⑬ケレースヒリト	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第13条)
	⑭不登録対象	パリ条約の加盟国の1国の領域内で開催された公のまたは公認の国際博覧会における展示日から6月 (商標法第7条(3))
		次の事項が規定されている。(商標法第4条、第5条)
		(1) 識別性を欠く標章
		ただし、出願日において、使用による識別力を獲得している場合は除く。
		(2) 特定の種類の商品についての名称として一般的な使用となっている標章
		(3) 慣用的な記号又は用語を構成する標章
		(4) 商品の種類、品質、数量、特性、用途若しくは価格又はそれらの生産若しくは販売の場所及び時期を指定するため使用されている標識又はそれら表示が主要部を占める標章
		(5) 商品又はその包装の形状であって、専ら若しくは主として商品の本質若しくは性質、技術的成果を得ることの必要性、商品の本質的価値により決定されるものを表現する標章
		尚、(1)~(5)にいう標章は、主要部でない限り、保護されない要素に含めることはできる。
		(6) 国の紋章、旗章若しくは記章、国の正式名称、国際政府間機関の旗章若しくは記章又は略称若しくは完全名称、公式の監督用、証明用若しくは検査用の標章又は勲章その他の名誉記章を構成する標識から専ら成り立つ標章、又は当該標識に混同を生じるほどに類似の標識から専ら成り立つ標章
		(7) 商品、その製造場所又はその製造者に関して、虚偽であるか又は消費者を誤認させる虞のある標章
		(8) ベラルーシが加盟国である国際条約に基づいて保護されているぶどう酒又は蒸留酒についての原産地表示を構成し又はそれより成る標識であって、当該原産地表示により表示された場所を標識であって、当該原産地表示により表示された場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒を特定するもの
		(9) 公益、人道上の原則又は道徳に反する標章
		(10) 同種の商品に関して、ベラルーシにおいて保護されている他人の名称で登録又は登録出願され、かつ、先の優先権を有する商標と同一又は混同を生じる程度に類似の標章
		(11) 如何なる商品に関して、ベラルーシにおいて周知と認定された他人の商標と同一又は混同を生じる程度に類似する標章
		(12) ベラルーシにおいて保護されている商品の地理的表示及び当該名称として登録出願され、かつ、先の優先権を有する標章と同一又は混同を生じる程度に類似する標章
		(13) ベラルーシにおいて他人により所有されている意匠、植物品種又は商号と、同一又は混同を生じる程度に類似する、同種の商品の標章
		(14) 権利所有者の同意のない、ベラルーシにおいて公知の科学的、文学的又は美術的作品の名称、当該作品からのキャラクター又は引用、美術的作品又はその一部であって、各作品に対する権利が登録を受けようとする商標の優先日前に生じたものと同一の標章
		(15) 同種の商品に関して、創設者の同意のない、ベラルーシにおいて登録されたマスメディアの名称と同一の標章
		(20) ベラルーシにおいて公知の者の姓、名、雅号又はそれらから派生した標章、肖像画又は模写であって、それらの者又はその相続人の同意のないものと同一の標章

①国名	<p style="text-align: center;">ベラルーシ共和国 Republic of Belarus (BY)</p>															
商標制度	⑮防護標章制度の有無	無。														
	⑯周知商標制度の有無	有。(1)周知と認定された商標と同一又は混同を生じる程度に類似の標章は、商標として登録することができない。(商標法第5条(1)) (2)周知商標は、審判請求を行い決定により認定される。(商標法第17-1条(1)、第17-2条)														
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標規則第92条)														
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第10条)														
	⑲審査請求制度の有無	無。														
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。国立知的所有権センター長官令「<<16>>04 2021 No.44」特許情報サービス第2章の4.には、早期審査(1月及び10就業日の2種類)の手数料が掲載されている。														
	㉑出願公開制度の有無	有。予備審査(方式審査)を通過し実体審査に入る決定がされた出願はインターネットで公開され、何人も閲覧可能となる。(商標法第9-1条)														
	㉒異議申立制度の有無	無。														
	㉓無効審判制度の有無	有。 (1)絶対的な不登録事由については、何人も存続期間内に審判部に異議申立ができる。 (2)相対的な不登録事由について、利害関係人は、存続期間内(先の商標又は地理的表示の存在を理由とする場合は公告日から5年以内)に審判部に異議申立ができる。 (商標法第25条)														
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年以上の不使用については、何人も不使用取消を最高裁判所に請求することができる。(商標法第20条)														
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には加盟済み)														
	㉖図形要素の分類	無。														
	㉗譲渡要件	有。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できるが、移転により製造者について消費者を誤認させる虞がある場合は認められない。(商標法第22条)														
	㉘費用 単位 基本値(Б B)	<p>(1)ベラルーシでは、税金などの料金に「基本値」と呼ばれる単位が採用されており、実用新案に関する料金も、この基本値で示される。</p> <p>(2)基本値に対応する金額は、暦年で改訂され、2019年は25.5ベラルーシルーブル(BYN)、2020年は27BYN、2021年は29BYNである。</p> <p>(3)料金はベラルーシ共和国税法の第27章及び附属書23に規定されている。</p> <p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="518 1265 1141 1388"> <tr> <td>出願料</td> <td>10.0</td> <td>Б B(1クラス)</td> </tr> <tr> <td>追加料金</td> <td>5.0</td> <td>Б B(追加クラスごと)</td> </tr> <tr> <td>実体審査料</td> <td>28.0</td> <td>Б B</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>19.0</td> <td>Б B</td> </tr> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="518 1422 965 1467"> <tr> <td>更新料</td> <td>55.0</td> <td>Б B</td> </tr> </table>	出願料	10.0	Б B(1クラス)	追加料金	5.0	Б B(追加クラスごと)	実体審査料	28.0	Б B	登録料	19.0	Б B	更新料	55.0
出願料	10.0	Б B(1クラス)														
追加料金	5.0	Б B(追加クラスごと)														
実体審査料	28.0	Б B														
登録料	19.0	Б B														
更新料	55.0	Б B														
㉙料金減免措置の有無	有。退役軍人などの個人、政府機関などへの減免・免除がある。 (ベラルーシ共和国税法第296条)															